

Title	アメリカ倒産法における管財機関の生成と信託理論(1)
Sub Title	Development of a bankruptcy trustee in the United States : from a trust theory viewpoint(1)
Author	工藤, 敏隆(Kudo, Toshitaka)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2014
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.28 (2014. 2) ,p.135- 170
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春日偉知郎教授退職記念号#論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20140228-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ倒産法における 管財機関の生成と信託理論 (1)

工藤 敏 隆

- 一 はじめに
- 二 黎明期の倒産法（18世紀ないし19世紀）
 - 1 植民地時代および独立直後の倒産法
 - 2 初期の連邦破産法における管財機関
 - 3 信託と信認関係
 - 4 信託理論と倒産法の関係
- 三 恒久的倒産法の成立と再建型手続の創設
 - 1 1898年連邦破産法の立法および改正経過
 - 2 管財人の職務・権限
 - 3 信託と信認関係
 - 4 信託理論と倒産法の関係（以上、本号）
- 四 現行連邦倒産法における管財機関と信託理論（以下、次号）
 - 1 現行連邦倒産法の立法および改正経過
 - 2 管財人の職務・権限
 - 3 信託理論と倒産法の関係
 - 4 管財人の信認義務に関する議論の状況
- 五 おわりに

一 はじめに

現行のアメリカ合衆国連邦倒産法（Bankruptcy Code of 1978, Title 11 of the United States Code）（以下「連邦倒産法」という）が規定する倒産処理手続のうち、第7章の清算（liquidation）手続（以下「第7章手続」という）においては、債務者財産の管理処分を行う機関は、連邦管財官（United States Trustee）によっ

て選任され、または債権者集会の決議によって選任されるtrustee（管財人）である（同法701条、702条、704条）。また、第11章の再建（reorganization）手続（以下「第11章手続」という）においては、原則として債務者がDIP（debtor-in-possession）として財産の管理処分権を有しており（同法1107条(a)）、裁判所がtrustee（管財人）を選任するのは例外的な場合に限られるが（後記四2(3)で詳述する）、trusteeは債務者の財産につき第7章手続のtrusteeと同様の権限を有する（同法1106条(a)(1)）。

アメリカ合衆国連邦最高裁判所は、倒産手続における管財人は、債務者の財産につきfiduciary（受託者）として債権者等に対しfiduciary duty（信認義務）を負うことを、半世紀以上前から判例理論としている¹⁾。信認関係（fiduciary relationship）は、fiduciaryが他者の利益のために行動することを引き受けることにより生じる関係を指すが、最も典型的なものは信託（trust）におけるtrustee（受託者）と受益者（beneficiary）の関係である²⁾。このように、倒産手続における管財人は、信託のtrustee（受託者）と同様の名称を付され、かつ、債務者財産の管理処分につき、信託受託者と同様のfiduciary dutyを負うと解されている。

しかし他方で、倒産状態の債務者につき財産的法律関係の集団的な整理・調整を行う裁判上の手続である倒産手続は、信託の主たる用途、すなわち古い時代における遺言や生前贈与による財産承継、また現代における投資や資産運用とは異質である。そのため、信託に関する法理論は倒産法といかなる接点を持ち、どのように影響を及ぼしてきたのかという疑問が生じる。

この疑問を解くには、アメリカ倒産法の黎明期から現行法までの発展経過³⁾を、信託法との関係に注目しつつ辿る必要がある。アメリカ法の母法であるイギリス法における倒産法と信託理論の接点は、18世紀ないし19世紀中ごろにか

1) United States ex rel. Willoughby v. Howard, 302 U.S. 445, 450 (1938); Mosser v. Darrow, 341 U.S. 267, 274, 71 S. Ct. 680, 683, 95 L. Ed. 927 (1951).

2) Austin W. Scott, The Fiduciary Principle, 37 Cal. L. Rev. 539, 540 (1949). 樋口範雄『フィデュシアーの時代』36頁（有斐閣、1999年）。

けて、エクイティについて裁判権を有していた大法官府裁判所 (Court of Chancery) が、自らの裁判権を、倒産法を含む様々な信託類似の関係に拡大していたことを淵源とする⁴⁾。しかしながら、この時期にアメリカ合衆国はイギリスから独立を果たしており、その後のアメリカ法はイギリス法を継受しつつも独自の発展を遂げていることから、信託法と倒産法の関係についても、アメリカ法独自の分析を必要とする。アメリカ倒産法の歴史や現行の制度に関しては、本邦でも多数の先行研究が存在するが⁵⁾、本稿では、裁判所、審理機関および監督機関を含んだシステム全体の中での管財機関の位置付けを踏まえ、信託理論との接点が生じ発展した要因に注目した検討を行う。

次章以下では、アメリカ合衆国における、倒産手続の管財機関の生成と、その過程に信託理論が及ぼした影響について、①植民地時代と、独立後連邦法としての破産法⁶⁾が、臨時の債務者救済立法として断続的に存在していた18世紀ないし19世紀の時期(第二章)、②恒久的破産法である1898年連邦破産法が成立後、大恐慌期の改正によって再建型手続が追加され、現行連邦倒産法が成立する以前の時期(第三章)、③現行連邦倒産法成立後現在に至るまでの時期(第四章)の3つに区分した上で、イギリス倒産法における信託理論の影響との比較を含めた分析を行って、最後に本稿の総括をする(第五章)。なお、連邦倒産法第11章の再建(reorganization)手続において、手続開始後も財産管理処分権を維持するDIP(debtor-in-possession)は、報酬請求権および債務者に対する調査義務を除き、管財人と同様の権利義務を有すると規定されているが

3) アメリカ倒産法の歴史一般に関する論稿として、以下のものがある。F. Regis Noel, A History of the Bankruptcy Law (1919); Charles Warren, Bankruptcy in United States History (1935); Peter J. Coleman, Debtors and Creditors in America: Insolvency, Imprisonment for Debt, and Bankruptcy 1607-1900 (1974); Vern Countryman, A History of American Bankruptcy Law, 81 Com. L. J. 226 (1976); Charles Jordan Tabb, The History of the Bankruptcy laws in the United States, 3 Am. Bankr. Inst. L. Rev. 5 (1995); David A. Skeel, Jr., Debt's Dominion: A History of Bankruptcy Law in America (2001).

4) 拙稿「イギリス倒産法における管財機関の生成と信託理論」法研84巻12号505頁(2011年)。

（連邦倒産法1107条(a)）、法主体としては手続開始前の債務者と同一である点において、管財人とは異なる地位を有するため、本稿の検討対象から除外する。

二 黎明期の倒産法（18世紀ないし19世紀）

1 植民地時代および独立直後の倒産法

イギリスの北米植民地は、17世紀から18世紀前半にかけて建設されたが、植民地議会や植民地独自の司法制度⁷⁾を通じて、イギリス本国法を基礎としつつ植民地ごとに独自の法を形成していた。そのため、破産法を含む債権者・債

5) アメリカ倒産法の管財機関に関する邦語による論稿として、以下のものがある。青山善充「会社更生の性格と構造(1)」法協83巻2号135頁（1966年）。霜島甲一「アメリカ合衆国1978年連邦破産法の成立」三ヶ月古稀『民事手続法学の革新』下401頁（有斐閣、1991年）。高木新二郎「米国連邦破産法の歴史」NBL283号32頁（1983年）、同「破産裁判所・破産裁判官・連邦管財官・管財人・調査員」NBL288号26頁・289号54頁（1983年）、同「米国新倒産法再改正の概要」NBL332号18頁・339号46頁（1985年）、同「米国新倒産法86年改正の概要」NBL382号13頁（1987年）。宮川知法「破産原因論(1)(2)―アメリカ合衆国連邦破産法における破産行為廃止の背景―」法学45巻5号98頁（1982年）・同6号37頁（1982年）。松下淳一「米国連邦倒産手続の規律の現状及び立法論の動向―裁判権（jurisdiction）及び手続上の諸問題について―」学法34巻2号23頁（1999年）。村田典子「再建型倒産処理手続の機能(1)(2・完)―アメリカ合衆国における再建型倒産処理手続の発展過程―」民商129巻3号50頁（2003年）・同4=5号184頁（2004年）、同「アメリカにおける一つの再建型倒産処理手続の生成過程―裁判外手続との関係からみた再建型手続の機能―」都法44巻2号503頁（2004年）、同「当事者主導型倒産処理手続の機能の変容(1)(2・完)―アメリカ合衆国連邦倒産法第一章手続における債権者の手続支配―」民商138巻6号59頁（2008年）・同139巻1号37頁（2008年）。河崎祐子『企業再建手続運営プロセスの法理―倒産処理における関係人自治―』（信山社、2004年）、同「民事再生法における『関係人自治』について」駿河台法学17巻1号87頁（2003年）、同「倒産手続における裁判所の役割についての序論的考察」法学74巻6号104頁（2011年）。

6) アメリカの連邦倒産法典の名称である“Bankruptcy Act”や“Bankruptcy Code”の本稿での訳につき、現行のアメリカ連邦倒産法は、制定当初から多様な清算型および再建型手続を規定し、基本となる清算型手続の名称に“bankruptcy”ではなく“liquidation”の語を用いていることから「倒産法」の訳語を使用し、それ以前の法典については「破産法」の訳語を使用することとする。なお、一連の倒産法典を総称する場合も「倒産法」とする。

務者関係の法⁸⁾の有無や内容も、植民地ごとに異なっていたが⁹⁾、植民地法の一般的傾向としては、債務者拘禁からの解放や免責を目的として、債務者による申立てのみを認める支払不能債務者救済手続が、商人である債務者に対する債権者の回収手段としての性質を持つ破産手続に先行して立法がされていた¹⁰⁾。この点は、当時のイギリス倒産法が、前者を臨時的制度、後者を恒久的制度としていたことと対照的である¹¹⁾。他方で、植民地における支払不能債務者救済法や破産法の機関構造は、当時のイギリス法とおおむね同様の構造が採用されていた。すなわちイギリスでは、1706年破産法が、破産監督委員 (commissioner) の権限を破産原因や免責の審理に限定し、債務者財産の管理処分を assignee (譲受管財人) の権限とすることで (同法4条)、審理機関と管財機関の分化を実現していたが、植民地における支払不能債務者救済法や破産法の多くも¹²⁾、審理機関とは別に管財機関を設けていた¹³⁾。

-
- 7) 植民地が行った裁判については、イギリス本国の枢密院 (Privy Council) への上訴が認められていた。ただし、上訴件数が僅少であったことなどから、本国と植民地の法の統一が図られるまでには至らなかった (田中英夫『アメリカ法の歴史(上)』32頁 (東京大学出版会、1968年))。
- 8) 債権者・債務者関係を規律する法としては、破産法のほか、支払不能債務者の債務者拘禁からの救済に関する法、支払猶予や担保権の実行停止のための停止法 (stay law)、担保目的物の最低評価額を規律する担保目的物評価法 (appraisal law)、譲渡担保の目的物受戻に関する法 (mortgage redemption law) などがあった (倉部真由美「アメリカ倒産法における自動的停止の生成と展開(一)」都法41巻2号48頁 (2001年))。
- 9) Tabb, *supra* note 3, at 12; Coleman, *supra* note 3, at 6. アメリカ合衆国独立の時点では、北米13植民地のうち4植民地では、破産法や債務者救済法は制定されたことがないか、制定されても施行に至っておらず、残りの6植民地では、短期間の時限的立法にとどまっており、残る3植民地 (ロードアイランド、ノースカロライナ、サウスカロライナ) のみが、恒久的な破産法または債務者救済法による免責制度を有していた (Id. at 14)。
- 10) Coleman, *supra* note 3, at 11.
- 11) イギリス破産法は、免責に関する規定を1705年に加えたが (4 Anne c. 17, sec. 7, 19)、1861年以前は、対象とする債務者を商人に限定し、債権者申立てのみを認めていたことに留意する必要がある。債務者申立てを認める恒久的な支払不能債務者救済手続は、1813年まで待たなければならなかった。以上につき、拙稿・前掲注4) 512ないし513頁。

2 初期の連邦破産法における管財機関

(1) 連邦法としての破産法の成立

イギリスから独立した北米13植民地が1777年に採択した連合規約（Articles of Confederation）は、中央政府である連合議会の立法事項に倒産法を含めておらず、各邦は債権者・債務者関係に関する独自の法を維持していた¹⁴⁾。そのため、破産に関する規律も邦によって異なっていた。1787年に制定された合衆国憲法（Constitution of the United States）は、連合規約に比べ連邦政府の権限を大幅に強化し、連邦議会の立法事項の一つに、「倒産の分野における全国的

12) ただし、早い時期の立法には、1705年以前のイギリス破産法と同様に、審理機関と管財機関が未分化のものもあった。例えば、現在のマサチューセッツ州の前身であるマサチューセッツ湾植民地（Province of Massachusetts Bay）において、1714年に3年間の時限立法として制定された破産法では、破産監督委員が、破産者の財産の管理処分や配当に加え、免責の審理を行う権限を有していた。An Act Concerning Bankrupts, and for Relief of the Creditors Against Such Persons as Shall Become Bankruptcy, sec. 1, 8, 10; Acts and Resolves of the Province of Massachusetts Bay 1, 330 [available at http://archive.org/stream/actsresolvespubl_d01mass#page/725/mode/1up] (last visited Dec. 23, 2013).

13) Coleman, *supra* note 3, at 14. 具体例として、マサチューセッツ湾植民地の1757年破産法は、破産宣告や免責付与の認証を破産監督委員の権限とするが、債務者財産の管理処分や配当の実施はassignee（譲受管財人）の権限とする。An Act Providing Remedy for Bankrupts and their Creditors, sec. 5, 25, 28, 37, 46; Acts and Resolves of the Province of Massachusetts Bay 4, 30 [available at http://archive.org/stream/actsresolvespubl_e04mass#page/30/mode/1up] (last visited Dec. 23, 2013). また、1765年破産法は、手続の開始や免責の認証を裁判官の権限としたが、債務者財産の管理処分や配当についてはtrustee（管財人）の権限とした。An Act for Preventing Fraud in Debtors, and for Securing the Effects of Insolvent Debtors for the Benefit of Their Creditors, sec. 1, 6, 10, 12-14; Acts and Resolves of the Province of Massachusetts Bay 4, 777 [available at http://archive.org/stream/actsresolvespubl_e04mass#page/777/mode/1up] (last visited Dec. 23, 2013).

14) Judith Koffler, The Bankruptcy Clause and Exemption Laws: A Reexamination of the Doctrine of Geographic Uniformity, 58 N.Y.U. L. Rev. 22, 36 (1983); Tabb, *supra* note 3, at 13. また、『フェデラリスト』において、全国統一の倒産法の制定は、州外にあり、または州外に移動した当事者や財産に起因する多くの詐欺を防止するものであり、州際通商の規制と緊密に関係する旨が述べられている（The Federalist No. 42 (James Madison)）。

な統一法の制定」(“pass uniform laws on the subject of bankruptcies”)を加えた(倒産条項(Bankruptcy Clause):合衆国憲法1条8節4項)¹⁵⁾。しかしながら、合衆国憲法制定後の約100年余りの間、連邦法としての破産法が施行されていたのは、合計で約16年程度の断続的期間にすぎなかった。これらの破産法は、いずれも恐慌や南北戦争による経済的混乱に対する暫定的救済措置としての性質を有しており¹⁶⁾、連邦法としての恒久的な破産法は、1898年連邦破産法の制定を待たなければならなかった。

この時期のアメリカ連邦破産法の機関構造を同時期のイギリス法と比較すると、共通点として、assignee(譲受管財人)という名称の管財機関が設置されていたことが挙げられる。assigneeは、債務者財産につき債務者から権原の移転を受けて管理処分・換価を行い、債権者への配当を実施する権限を有する管財機関であり、倒産手続上の権限や職務内容は、後の英米両国で名称を変更したtrustee(管財人)と基本的に違いはない。一方、イギリスとの相違点として、この時期のアメリカ連邦破産法では、管財機関に対する監督は裁判所のみが担っていたが、イギリスでは、管財機関に対する公的監督機関である官選譲受管財人(official assignee)を設置していた時期があった¹⁷⁾。

以下では、この時期のアメリカ連邦破産法の機関について詳しく見ることとする。

(2) 1800年連邦破産法

アメリカで初めて制定された連邦法としての破産法は、1800年連邦破産法¹⁸⁾である。同法は、当時のイギリス破産法(1732年法による改正後の1706年破産法)¹⁹⁾をモデルとしており²⁰⁾、債権者の債権回収手段としての色彩が強かった。すなわち、債務者としての適格を有するのは自然人である商人

15) U.S. CONST. art. I, § 8, cl. 4.

16) Skeel, supra note 3, at 25.

17) 破産手続については1831年破産法から1861年破産法まで、支払不能債務者救済手続については、1841年支払不能債務者法から1861年破産法まで、官選譲受管財人が設置されていた。詳しくは、拙稿・前掲注4) 512ないし515頁。

18) Bankruptcy Act of 1800, ch. 19, 2 Stat. 19 (1800).

(merchant) のみで、破産申立権は債権者のみに認められていた（1800年連邦破産法1条、2条）。また、免責は、頭数および債権額3分の2以上の多数債権者の同意を要件としていた（同法34条、36条）。1800年連邦破産法は施行後約3年で廃止された²¹⁾。

機関構造は、前述の1706年イギリス破産法と類似しており、審理機関である破産監督委員 (commissioner of bankruptcy) と、管財機関である assignee (譲受管財人) を置いていた。破産監督委員は裁判官によって選任され（1800年連邦破産法2条）、破産原因（破産行為：acts of bankruptcy）の調査や破産宣告（同法3条）、免責の審理（同法36条）といった調査や判断を担当する。これに対し assignee は、原則として債権者集会が選任する（同法6条、7条²²⁾）。債務者の財産は、破産監督委員を経て譲受管財人へ移転し（同法5条、6条、10条）、譲受管財人によって換価および配当がされる（同法29条、30条、31条）。このように、assignee は、債権者の信任を受けて、債務者財産の管理処分を行うことを職務としており、後の時代の trustee (管財人) と名称は異なるが、おおむね同様の職務を担当していた。

(3) 1841年連邦破産法

1841年連邦破産法²³⁾ は、すべての債務者に自己破産申立権を、また負債総額2000ドル以上の商人である債務者については、500ドル以上の債権を有する

19) Bankruptcy Act of 1732, 5 Geo. I, ch. 30, sec. 26 & 27, reprinted in 16. Danby Pickering, *The Statutes at Large* 335, 349-50 (1765).

20) Tabb, *supra* note 3, at 14によれば、当時の英国法に加え、ペンシルヴェニア州破産法も参照された。

21) Repealed by Act of Dec. 19, 1803, ch. 6, 2 Stat. 248 (1803). 制定時に予定されていた5年を待たずに廃止された背景として、免責を得た債務者の多くは投機的取引者であったことに対する反感や、遠隔の連邦地裁に出頭し手続を行うことの困難性、および、同法の適用対象とされず免責を得られなかった農業者の不満、などが挙げられている (Warren, *supra* note 3, at 19-20)。

22) ただし、破産者の財産保全等の必要がある場合は、破産監督委員自ら譲受管財人を選任することもできる（同法7条）。

23) Bankruptcy Act of 1841, ch. 9, 5 Stat. 440 (1841).

債権者に破産申立権を認めた²⁴⁾、会社 (corporation) は適用対象たる債務者から除外されていた (同法9条)²⁴⁾。また、免責要件は、頭数および債権額で過半数の債権者が異議を述べないことという消極的同意に緩和された (同法4条)。1841年連邦破産法は、制定から約1年半後の1843年3月に廃止された²⁵⁾。

機関構造を1800年連邦破産法と比較すると、裁判所の権限の拡大と、債権者による手続支配の後退が特徴である。assignee (譲受管財人) の債務者財産の管理換価および配当の権限は従前どおりであるが (1841年連邦破産法9条)、裁判所はassigneeの選任主体となり (同法3条)、迅速かつ安全な資産の回収と換価をassigneeに指示する義務を有する旨が規定された (同法10条)。他方で、破産監督委員の権限は、債務者に対する調査 (同法4条) や、債権届出の受理 (同法5条、7条) など補助的な職務に縮小され、破産宣告も裁判所の権限となった (同法4条)。

(4) 1867年連邦破産法

1867年連邦破産法²⁶⁾ は、破産法の適用対象となる債務者に、初めて会社を加え (同法36、37条)²⁷⁾、自己破産申立てができる債務者を負債総額300ドル以上の者に制限する一方で (同法11条)、商人以外の債務者についても債権者申立てによる破産を認めた (同法39条)。免責は、当初は頭数および債権額の過

24) 1800年連邦破産法も明文規定はなかったが、会社を含む法人は破産法の適用対象たる債務者から除外されると解されていた。1841年連邦破産法の立法過程において、会社を対象に含めるか否かは活発に議論された。詳細について、Noel, *supra* note 3, at 138; Warren, *supra* note 3, at 57. 村田・前掲注5) 民商129巻3号55頁。

25) Repealed by Act of Mar. 3, 1843, ch. 82, 5 Stat. 614 (1843).

26) Bankruptcy Act of 1867, ch. 176, 14 Stat. 517 (1867).

27) 会社について制定法上の倒産処理手続を欠いていたため、19世紀半ば以降に頻発した鉄道会社の倒産において、担保権付社債権者が裁判所にレシーバー (receiver) の選任を求め、同人に譲渡担保の目的財産を保全させるレシーバースhip (receivership) と呼ばれる手続が用いられた。See, Skeel, *supra* note 3, at 57; Jeffery Stern, *Failed Markets and Failed Solutions: the Unwitting Formulation of the Corporate Reorganization Technique*, 90 Colum. L. Rev. 788 (1990).

半数の債権者の同意、または50%以上の配当率のいずれかを要件としていたが（同法29条、33条）、1874年の改正により、自己破産では頭数4分の1以上かつ債権額3分の1以上の債権者の同意または30%以上の配当率とされ、債権者申立てにおいては債権者の同意や配当率の要件は不要となった²⁸⁾。

また、1867年破産法は、破産手続係属中の債務者につき、債権者集会の決議により破産的清算を回避する手続として、整理（arrangement）手続、さらに1874年改正により債務免除（composition）手続を新設した。1867年連邦破産法は1878年に廃止された²⁹⁾。

(a) 破産手続における譲受管財人

破産手続の機関構造を1841年連邦破産法と比較すると、assignee（譲受管財人）の選任や管財業務に対する債権者の権限が、再び強化されたことが特徴である。譲受管財人の債務者財産の管理換価および配当の権限は従前どおりであるが（同法14ないし16条、27条）、選任権限は債権者集会に付与された（1867年連邦破産法13条、18条）。また、配当の有無および額についても債権者集会の決議事項とされた（同法27条、28条）。ただし裁判所も、譲受管財人の選任の認可や、追加選任、あるいは解任の権限を有している（同法13条、18条）。

(b) 整理手続における管財人

整理手続³⁰⁾は、破産手続開始後、債権者集会において、債権額の4分の3以上の多数の債権者が、trustee（管財人）により破産者の財産を整理し債権者に分配する内容の決議を行い、裁判所が決議の適法性と、債権者の利益を増進

28) Act of June 22, 1874, sec. 5112a (1874).

29) Repealed by Act of June 7, 1878, ch. 160, 20 Stat. 99 (1878). 廃止に至った要因として、手続の遅延や過大な手続費用による債権者への配当率の低さなどが指摘されている。Harold Remington, A Treatise on the Bankruptcy Law of the United States, 95-96 (1924). 村田・前掲注5) 民商129巻3号60頁注60、4=5号187頁。

30) 1861年イギリス破産法185条以下の「整理証書、債務の一部免除その他の方法」(deed of arrangement, composition or otherwise) による清算 (wind up) の手続をモデルにしたものとされる (Stefan A. Riesenfeld, The Evolution of Modern Bankruptcy Law: A Comparison of the Recent Bankruptcy Acts of Italy and the United States, 31 Minn L. Rev. 401, 446 (1947))。

させることを認めた場合に認可することによって成立する。整理手続における trustee は、債務者の財産につき、破産手続開始前の債務者や、破産手続における assignee と同様の権利および権限を有する（同法43条）。

なお、債務免除手続においては、債権者集会の決議と認可によって債務免除や期限猶予の効力が生じるため、管財機関は設けられていない（1874年改正後の同法43条）³¹⁾。

3 信託と信認関係

(1) 信託概念の拡張

合衆国憲法が規定する連邦議会の立法事項に信託法は含まれておらず、独立後も、各州は独自にイギリスから継受し発展させた信託法を有していた。18世紀ないし19世紀中ごろのイギリスでは、trustの語は、信託の起源とされるユースの慣行から発展した信託（以下「狭義の信託」という）だけでなく、それと類似する関係も包摂する広範な概念として用いられていたため（この意味で用いられる信託概念を、以下「広義の信託」という）³²⁾、同時期のアメリカにおいても信託概念の拡大傾向が見られた³³⁾。このことを示すものとして、当時は制度の草創期にあった会社に関する裁判例には、会社と取締役の関係を信託になぞらえて受益者 (cestui que trust) と受託者 (trustee) と表現するもの³⁴⁾、取締役が狭義の信託受託者の義務に由来する信認義務を負うとしたもの³⁵⁾、解散した会社の財産は債権者の利益のための信託財産であるとしたもの³⁶⁾ などが

31) Act of June 22, 1874, sec. 5103a (1874).

32) 拙稿・前掲注4) 521頁。

33) Gregory S. Alexander, The Transformation of Trusts as a Legal Category, 1800-1914, 5 Law & Hist. Rev. 303, 309-310 (1987).

34) Neal v. Hill 16 Cal. 145 (Cal. Sup. 1860); Abbott v. American Hard Rubber Co., 21 How. Pr. 193, 33 Barb. 578 (N.Y. App. 1861); Koehler v. The Black River Falls Iron Co., 67 U.S. 715, 2 Black 715 (S. Ct. 1862); Butts v. Wood, 37 N.Y. 317 (N.Y. App. 1867); Bliss v. Matteson, 45 N.Y. 22 (N.Y. App. 1871); Brinckerhoff v. Bostwick, 88 N.Y. 52 (N.Y. App. 1882); Dodge v. Woolsey, 59 U.S. 331, 18 How. 331 (1885).

35) Cumberland Coal & Iron Co. v. Sherman, 30 Barb. 553 (N.Y. Gen. Term 1859).

あった。また、信託受託者による受益者財産の取得禁止と同様に、弁護士と依頼者間、本人と代理人（agent）間、後見人（guardian）と被後見人間、遺言執行者（executor）と遺言者（testator）間、および相続財産管理人（administrator）による無遺言死亡者財産（intestate）の取引について、自己取引禁止義務の対象になると判示した裁判例もあった³⁷⁾。信託概念の拡張を示すこれらの裁判例は、信託（trust）および信頼（confidence）関係は、信託設定者の明示的意思による狭義の信託に加え、当事者の利益を護り正義を実現するのに必要な場合には、法の暗示によっても生じるとする理論に裏打ちされたものであった³⁸⁾。

(2) 狭義の信託と信認関係の分化

19世紀後半になると、イギリスでは狭義の信託とそれ以外の信託類似の関係が自覚的に区別されるようになり、後者につきfiduciary relationship（信認関係）の概念を用いるようになった³⁹⁾。同時期のアメリカでも、狭義の信託が、エクイティから独立した一つの法分野として認識され⁴⁰⁾、それ以外の信託類似の関係とは意識的に区別されるようになっていた。例えば、清算中の会社の財産や支払不能状態の会社の財産を信託財産と表現する裁判例は、狭義の信託と同義ではない旨をあわせて注記するようになっていた⁴¹⁾。また、19世紀の米

36) Terry v. Anderson, 95 U.S. 628, 636 (1877).

37) Michoud v. Girod, 45 U.S. 503, 4 How. 503 (1846); Dobson v. Racey, 8 N.Y. 216 (N.Y. App. 1853); Cumberland Coal and Iron Co. v. Sherman, 30 Barb. 553 (N.Y. Sup. 1859); Schoonmaker v. Van Wyck, 31 Barb. 457 (N.Y. Sup. 1860).

38) Joel Tiffany & Edward Fitch Bullard, *The Law of Trusts and Trustees: As Administrated in England and America*, 475, 481 (1862).

39) 拙稿・前掲注4) 351頁。

40) この時期には、信託法のケースブックが出版され（James Barr Ames, *A Selection of Cases on the Law of Trusts* (Cambridge, Mass., 1st ed., 1882)）、ハーヴァード・ロー・スクールで信託法が講義科目となった（See, Alexander, *supra* note 33, at 337）。

41) *Graham v. Railroad Co.*, 102 U. S. 148 (1880) は、支払不能状態の会社の財産は、株主および債権者のために管理されるため、エクイティにおいては会社財産を信託財産と解するが、他の状況においては会社自身の財産であるとしている。また、*Hollins v. Brierfield Coal & Iron Co.*, 150 U.S. 371, 14 S. Ct. 127, 37 L.Ed. 1113 (1893) も任意清算中の会社の財産を信託財産とするが、狭義の信託と完全に同義ではなく類推や暗喩にすぎないとする。

国において著名な弁護士・法学者の一人であった John Norton Pomeroyが、1881年に発表したエクイティに関する注釈書は、従前は広義の信託の受託者として説明されていた、幼児や精神障害者の監護者、レシーバー、取締役等を、fiduciary relation (信認関係) にある trustee (受託者) あるいは quasi trustee (準受託者) と表現した⁴²⁾。

このようにして、狭義の信託と信認関係は徐々に区別されるに至るが、もとより広義の信託の外延が明確でなかったため、これを承継した信認関係についても、一義的な定義は存在しなかった⁴³⁾。また、広義の信託や信認関係への信託理論の適用は、信認関係の性質や救済の必要に応じて行われており、狭義の信託におけるルールが全面的に適用されていたのではない⁴⁴⁾。すなわち、信認関係は狭義の信託との類似性に基づき、様々な信託類似の関係を包摂する開かれた概念であり、一面では共通する義務の均質化を可能としつつも、それぞれの関係の特徴に応じた異なる信認関係理論が発展することになる⁴⁵⁾。また、このような概念の区分はあるきっかけで一挙に行われたのではなく、徐々に進行了ため、19世紀末ころまでは、信託類似の関係を表現するのに、広義の信託としての「信託」概念を用いるものと、「信認関係」概念を用いるものが混在していた。

42) John Norton Pomeroy, *A Treatise on Equity Jurisprudence: As Administered in the United States of America: Adapted for All the States, and to the Union of Legal and Equitable Remedies under the Reformed Procedure*, 139 (1881).

43) Alexander, *supra* note 33, at 328は、狭義の信託と信認関係の区別基準として、信託の構成要素とされるものがすべて備わっているか否かという基準を示すが、明確な線引きを可能にする基準とは言いがたい。

44) Pomeroy, *supra* note 42は、狭義の信託とそれ以外の信認関係の違いとして、前者はエクイティが排他的に適用されるのに対し、後者はコモン・ローによる救済手段を有しているため、エクイティによる救済は部分的に認められるにすぎないと述べている。

45) 道垣内弘人『信託法理と私法体系』23、25、41頁(有斐閣、1996年)。

4 信託理論と倒産法の関係

(1) 債権者の利益のための信託

イギリスとほぼ同様に⁴⁶⁾ アメリカにおいても、債務者が債務の弁済を目的として、債務者の総財産を第三者に譲渡すること（「債権者の利益のための一般的譲渡」“general assignment for the benefit of creditors”）⁴⁷⁾ や、債権者を受益者とする信託を設立すること（「債権者の利益のための信託」（“trusts for the benefit of creditors”）は、詐害的移転（fraudulent transfer）⁴⁸⁾ や偏頗行為（preference）⁴⁹⁾ の禁止に抵触しない限り、有効とされていた⁵⁰⁾。このように、債務弁済を目

46) ただし、細部には相違も見られた。アメリカ法では、債権者一般、または特定の債権者の利益のための信託設定や譲渡が、債権者に有害な条件を付することなく誠実に行われた場合、当該財産の権原は直ちに受託者に帰属し、反証のない限り債権者は同意したと推定される（*Nicol v. Mumford*, 4 Johus. Ch. R., 522; *Brooks v. Marbury*, 11 Wheat. 78; *Halsey v. Whitney*, 4 Mason, 206; *Thompkins v. Wheeler*, 16 Pet. 11; *Cunningham v. Freeborn*, 11 Wend. 240）。これに対しイギリス法では、債権者が譲渡に同意するか、債務者と特別な関係を有する者でない限り、譲渡の効力は生じないという相違があった（*Tiffany*, supra note 38, at 278–279）。

47) James A. Chatz & Joy E. Levy, *Alternatives to Bankruptcy*, 17 Norton J. Bankr. L. & Prac. 149, 153 (2008)。債務者が、債務弁済目的で債権者らに直接財産を譲渡することも、債権者の利益のための信託と同様の機能を有するものとして論じられている。

48) 詐害行為に関する倒産法以外の規律として、1918年に統一詐害的譲渡防止法（Uniform Fraudulent Conveyance Act）が採択される以前は、各州が異なる制定法や判例法を有していた。

49) 偏頗行為について、1841年連邦破産法は、債務者が破産手続を予期し、譲受人たる債権者に優先的利益を与える目的で行う財産の移転を、譲受管財人による否認の対象とし（同法2条）、その後は、偏頗的な資産の譲渡や信託につき、州法レベルでも効力が否定されるようになった（*W. Oliver & Co. v. Snodgrass*, 17 Ala. 549, 556–57 (1850)）。

50) *Widgery v. Haskell*, 5 Mass., 144 (1809); *Tiffany*, supra note 38, at 278–279。債権者の利益のための信託は、現代のアメリカでも私的整理に利用されている。Melanie Rovner Cohen & Joanna L. Challacombe, *Assignment for Benefit of Creditors—A Contemporary Alternative for Corporations*, 2 DePaul Bus. L. J. 269, 283 (1990), James A. Chatz & Joy E. Levy, *Alternatives to Bankruptcy*, 17 Norton J. Bankr. L. & Prac. 149, 153 (2008); Robert Richards & Nancy Ross, *Practical Issues in Assignments for the Benefit of Creditors*, 17 Am. Bankr. Inst. L. Rev. 5 (2009)。

的とする、債権者の利益のための信託が存在していたことは、倒産処理手続において管財機関が行う債務者財産の管理処分につき、広義の信託ないし信託関係として信託理論を適用する素地となった。

なお、倒産手続の管財機関に初めてtrusteeの名称を用いたのは、1867年連邦破産法の整理手続であったが、同法の破産手続における管財機関の名称は、従前と同様のassigneeであった。整理手続のtrusteeは、債務者財産につきassigneeと同様の権限を有するにもかかわらず（同法43条）、それとは異なる名称にした理由は明らかではないが、整理手続は債権者・債務者間の合意による自主的清算の色彩が強く、破産手続にもまして、「債権者の利益のための信託」に近似していたことによるものと推測される。

(2) 倒産における信託理論の適用場面

(a) 倒産手続開始後の債務者財産の性質

In re Eldridge & Co.事件判決（ヴァージニア州東部地区連邦地方裁判所、1875年）⁵¹⁾ は、1867年連邦破産法の破産手続の届出債権につき出訴期限（statute of limitations）の経過の有無が争われた事案において、破産手続の開始による出訴期限の進行停止を認めた。判旨はその理由として、債権者の利益のための信託が設定された場合に、出訴期限の進行が停止することは信託の一般原則であり、破産申立てによって債務者の財産が隔離され法による管理下に置かれることは、信託と同視できると述べた⁵²⁾。この判例は、届出債権の出訴期限の判断に当たり、倒産手続開始後の債務者財産が信託と同様の性質を有することを根拠としたものであり、倒産手続を広義の信託と捉えていることになる。

(b) 債務超過会社の清算における債権者の優先性

19世紀前半は、イギリスにおいても会社制度は発展途上であったが、1844年に会社法が制定され、同時に会社の倒産処理を規律する会社清算法も制定され

51) In re Eldridge & Co., 2 Hughes 256, 8 F. Cas. 414 (E.D. Virginia, 1875).

52) Id., at 417. 判旨は、イギリスの判例 (In ex parte Ross, 2 Glyn & J.46) や、出訴期限法に関する注釈書の記述 (Angell on Limitations, sec. 167 (3^d ed., 1854)) を引用している。

た⁵³⁾。これに対しアメリカでは、19世紀前半までは、州の立法府から特別な設立許可書（charter）を取得して設立された、公益的事業を行う少数の会社が存在するにとどまっておらず、一般市民が広く利用可能な会社法を各州が制定したのは、1840年代以降のことであった⁵⁴⁾。そのため、前記2で既に述べたとおり、1867年連邦破産法が制定されるまでは、会社は連邦破産法の適用対象となる債務者に含まれておらず、州法レベルでも会社の解散や清算の手続は、20世紀初めまでは必ずしも確立していなかった。それゆえに、債務超過状態（insolvent）の会社を解散する際に、会社債権者と残余財産分配請求権者である株主との間で、債権の優劣をめぐる紛争が頻発していたが、そのような紛争については、信託基金理論（trust fund theory; trust fund doctrine）と呼ばれる判例法理による対処がされていた⁵⁵⁾。信託基金理論は、債務超過状態にある会社の財産は、株主に先立ち債権者への弁済に充てるためのtrust fund（信託基金）となり、取締役やオフィサーはそのtrustee（受託者）たる地位に置かれるとする理論である。この理論は、債務超過状態の会社における、会社債権者の株主に対する優先性の根拠として援用された⁵⁶⁾。

53) イギリスで初めて制定された一般会社法である1844年会社登記法（Registration Act 1844, 7 & 9 Vic., c. 110）と同じころに、会社の倒産手続を規律する1844年会社清算法（An Act for facilitating the winding up the Affairs of Joint Stock Companies unable to meet their pecuniary Engagements, 1844, 7 & 8 Vic., c. 111）も制定されていた。

54) James W. Hurst, *The Legitimacy of the Business Corporation in the law of the United States, 1780-1970*, 17 (1970).

55) 信託基金理論一般に関する文献として以下のものがある。Beveridge, Norwood P., Jr., *Does a Corporation's Board of Director's Owe a Fiduciary Duty to its Creditors?*, 25 St. Mary's L. J., 589 (1994); Royce de R. Barondes, *Fiduciary Duties of Officers and Directors of Distressed Corporations*, 7 Geo. Mason L. Rev. 45, 64 (1998). 邦語文献として、前嶋京子「米国における取締役の会社債権者に対する責任」*阪法*115号117頁（1981年）、畠田公明「取締役の第三者に対する責任の立法の沿革に関する一考察」*岡山商大論叢*24巻1・2号164頁（1988年）、柴田和史「信託財産の法理－アメリカ会社法における債権者保護の理論(1)」*志林*93巻4号3頁（1996年）、「同(2)」*志林*95巻1号69頁（1997年）、同「19世紀から20世紀初頭にかけてのアメリカにおける会社債権者保護の法理としてのTrust Fund Doctrine」*信託法研究*28号35頁（2003年）。

信託基金理論が用いられたリーディング・ケースとなる判例は、Wood v. Dummer事件判決（メイン州衡平法裁判所、1824年）⁵⁷⁾ である。同判例の事案は、原告Woodが、銀行振出手形の手形金支払を拒絶されていたが、経営破たんした同銀行から資本の払戻しを受領していた大株主である被告Dummerに対し、当該手形金相当額の支払を求める訴えを提起したというものである。判旨は、原告の請求を一部認容し、会社が原告に負っていた債務額のうち被告の株主保有比率分を上限として、被告が資本の払戻しを受けた金額中から原告に対し手形金相当額の支払を命じた。その理由として、「会社の存続中は、資本が会社の唯一の財産であり、会社債務の弁済資金に用いられ得るものである。それゆえに、会社の債務を弁済することなしに、資本を株主に払い戻すことは許されない。……銀行の基本定款が、資本を会社の総債務の弁済のための信託財産としていることは明らかである。」と判示した。

また、連邦最高裁判所の判例としては、Curran v. Arkansas事件判決（連邦最高裁判所、1853年）⁵⁸⁾ がある。同判決も、債務超過状態の会社の財産について、「もし、会社債務が支払われなまま株主間に分配されるか、善意有償取得者以外の第三者に移転したとしても、会社債権者は、それらの財産に信託が設定されていたものとして、エクイティにより追及して債権の弁済に充てることができる。」として信託基金理論を確認した。なお、Mumme v. Potomac Co. 事件判決（連邦最高裁判所、1834年）⁵⁹⁾ も傍論であるが、会社財産は、解散手続が終了するまでは会社債権者のための信託財産である旨を述べている。

56) Curran v. Arkansas, 15 How. (56 U.S.) 304, 14 L. Ed. 705 (1853); Hollins v. Brierfield Coal & Iron Co., 150 U.S. 371, 383 (1893). その後に信託基金理論を用いた判例も、20世紀前半までは、取締役の信認義務違反の責任追及の事案ではなかった。For example, see Whitfield v. Kern, 192 A. 48, 54 (N.J. Ct. App. 1937); In re Jersey Materials Co., 50 F. Supp. 428, 430 (D.N.J. 1943); Meikle v. Export Lumber, 67 F.2d 301, 306 (9th Cir. 1933); Davis v. Woolf, 147 F.2d 629 (4th Cir. 1945).

57) Wood v. Dummer, 30 F. Cas. 435 (C.C.D. Me. 1824).

58) Curran v. Arkansas, 15 How. (56 U.S.) 304, 14 L. Ed. 705 (1853).

59) Mumme v. Potomac Co., 8 Peters (33 U.S.) 281, 8 L. Ed. 945 (1834).

(3) 倒産における信託理論の機能

前記(2)の裁判例は、破産手続において管財機関の管理処分の対象として隔離される債務者財産の性質や、会社の清算における会社債権者の株主に対する優先性の根拠として信託理論を用いている。これらは、信託理論が、当時未成熟であった倒産法や会社法の間隙を埋める機能を果たしていたことを物語っている。すなわち、19世紀における連邦倒産法の施行は断続的であり、殊に、1867年連邦破産法制定まで、会社は連邦破産法の適用対象とされていなかったことや、州会社法が19世紀後半になってようやく整備され始めたことにより、19世紀末までは、倒産手続における届出債権や債務者財産の取扱いについて、制度・理論とも未成熟の領域が残されていた。このような状況に対処すべく、裁判例は、破産手続が債権者への弁済原資とする目的で債務者から一定の財産を隔離し、債務者・債権者以外の第三者の管理処分に委ねるものである点に注目し、これを「広義の信託」と位置付け、信託理論を適用するに至ったものと考えられる。

なお、19世紀のイギリス倒産法において倒産手続につき信託理論を適用した判例は、管財機関が行う債務者財産の管理処分について、職務遂行規範の設定やその違反に対する救済の根拠に信託理論を用いていた⁶⁰⁾。その背景として、当時のイギリス法は、会社に関する法制度がアメリカに先んじて整備されており⁶¹⁾、倒産手続も、債務者の救済より債権者の回収手段としての性質がより重視されていたことが挙げられる。

三 恒久的倒産法の成立と再建型手続の創設

1 1898年連邦破産法の立法および改正経過

(1) 立法経過と概要

1893年の恐慌を契機として新たな連邦破産法の立法論が盛んになり⁶²⁾、申

60) 拙稿・前掲注4) 521頁。

61) 拙稿・前掲注4) 516頁。

立権者や連邦破産法の必要性自体に関する論争を経て、1898年連邦破産法が成立した。1898年連邦破産法⁶³⁾は、債務者申立てと債務者以外の申立てのいずれも可能としたが、対象債務者にはそれぞれ制限がある⁶⁴⁾。破産手続の機関構造も、立法過程の主要な論点の一つであり、当初は、裁判所とは別の審理機関や、地域単位で破産手続全体を監督する機関の設置も提案されていたが⁶⁵⁾、これらは採用されなかった。

1898年連邦破産法は、破産手続を主宰する裁判所を連邦地方裁判所とし、裁判所の審理を補助する機関として倒産レフェリー (referee in bankruptcy)⁶⁶⁾、管財機関としてtrustee (管財人) を必要的機関とした (同法44条a)。また、任意的・補助的な管財機関として、破産手続申立てから手続開始までの間に財産保全の必要がある場合に、利害関係人の申立てにより、裁判所はレシーバーまたは執行官 (マーシャル: marshal) を選任できるとされた (同法2条(3))。

62) 1898年連邦破産法の立法経過について、Tabb, supra note 3, at 26; Warren, supra note 3, at 128-41; Skeel, supra note 3, at 23-47; David A Skeel, Jr., Genius of the 1898 Bankruptcy Act, 15 Bankr. Dev. J. 325 (1998-1999); Charles Jordan Tabb, A Century of Regress or Progress? A Political History of Bankruptcy Legislation in 1898 and 1998, 15 Bankr. Dev. 343, 357-363 (1998-1999); Bradley Hansen, Commercial Associations and the Creation of a National Economy: The Demand for Federal Bankruptcy Law, 72 Bus. Hist. Rev. 86 (1998); Douglas G. Boshkoff, Limited, Conditional, and Suspended Discharges in Anglo-American Bankruptcy Proceedings, 131 U. Pa. L. Rev. 69 (1982).

63) Bankruptcy Act of 1898, 30 Stat. 544 (1898).

64) 債務者申立ては、自然人につき認められる (同法4条(a))。また、債務者以外による申立ては、給与所得者や農業従事者を除く自然人、法人格のない社団 (unincorporated company)、商業や製造業等に従事する事業会社につき、債務者が支払不能状態にあり、かつ破産原因となる行為 (acts of bankruptcy) から4月以内に認められる (3条(a)(b)、4条(b))。

65) Skeel, supra note 3, at 334.

66) 倒産レフェリーは、裁判所によって選任される任期付の裁判所職員であり (1898年連邦破産法34条)、裁判所の監督に服しつつ、書記官から付託された申立てについての検討や、裁判官から付託された証人や文書の調査の補助 (同法38条)、第一回債権者集会の主宰 (同法55条)、配当表の作成、財産目録や債権者表、配当表の準備等 (同法39条) の業務を行う。

なお、1898年連邦破産法は、破産手続に加え、破産手続開始後の債務者が、債務の一部弁済の条項を提案し、法定多数の債権者の同意と裁判所の認可によって債務の一部免除の効力を生じさせる債務免除（composition）手続を設けたが⁶⁷⁾、この手続では、既存の破産手続で選任された管財人と別途の管財機関は設けられなかった。

(2) 1933年改正および1934年改正

1929年に始まった大恐慌の下、1898年連邦破産法の包括的改正が議論されるようになったが⁶⁸⁾、恐慌が深刻の度を増す中、個人債務者の救済手続の強化や、会社再建のための法的手続の新設が急務とされたため⁶⁹⁾、フーバー政権末期の1933年に、暫定的措置として連邦破産法の一部改正⁷⁰⁾が行われ、同法に第8章「債務者救済のための諸規定」として、73条ないし77条が追加された⁷¹⁾。このうち74条は、従来の債務免除を発展させ、破産手続開始の有無を問わず申立適格を有し、債務の一部免除だけでなく支払期限の猶予も可能とする、債務免除および延期（Compositions and Extensions）手続を規定した。この手続において、管財機関は設けられていないが、債務者の財産の管理や、債務者の監督を行う補助的機関として、裁判所は管理人（custodian）またはレシーバーを選任することができた（同法74条b）。

また、フランクリン・ローズヴェルト大統領が就任後の1934年に、さらに連邦破産法の改正が行われ⁷²⁾、鉄道会社以外の会社を対象とする再建手続である会社再建（更生）（Corporate Reorganization）手続が77B条として加わった⁷³⁾。会社再建につき、債務者は、破産手続開始の有無を問わず申立適格を有する。

67) 1874年に設けられた債務免除手続は、破産手続開始の有無を問わず申立適格を認めていたが、1898年連邦破産法の債務免除手続は、破産手続開始後の債務者のみ申立適格を有するとされた（同法12条a）。

68) 倒産手続の状況に関する連邦裁判所や司法省の調査報告（Strengthening of Procedure in the Judicial System: The Report of the Attorney General on Bankruptcy Law and Practice, Senate Document No. 72-65 (1932); Report on the Administration of Bankruptcy Estates, 71st Cong. (Committee Print 1931)）を受けて、連邦破産法の包括的な改正案が議会に提出されていた（Skeel, supra note 3, at 74）。

また、弁済期にある債務を支払うことができない会社、およびその株主や債権者も申立適格を有する（同法77B条(a)）。申立てにより手続が開始された後、再

69) 19世紀後半の相次ぐ恐慌によって多くの鉄道会社が経営危機に陥ったが、1880年代以降、鉄道会社の再建にはエクイティ・レシーバーシップと呼ばれる手続が用いられるようになった (Skeel, *supra* note 3, at 56-60; Tabb, *supra* note 3, at 21-23; Donald R. Korobkin, *Rehabilitating Values: A Jurisprudence of Bankruptcy*, 91 *Colum. L. Rev.* 717, 747-49 (1991))。エクイティ・レシーバーシップは、エクイティ上の執行方式である債権者訴状 (creditor's bill) と、譲渡担保の実行手続である受戻権喪失手続 (foreclosure) を併合した手続であり、裁判所が任命するレシーバーには、譲渡担保の目的財産だけでなく、債務者会社の事業経営を行いつつその財産全体を包括的に管理・換価する権限が付与されていたが、実務上・理論上の問題が指摘されていた (Garrard Glenn, *The Basis of the Federal Receivership*, 25 *Colum. L. Rev.* 434 (1925); Henry Friendly, *Some Comments on the Corporate Reorganizations Act*, 48 *Harv. L. Rev.* 39, 41 (1934); Warner Fuller, *The Background and Techniques of Equity and Bankruptcy Railroad Reorganizations? A Survey* 7 *Law & Contemp. Probs.* 377, 378 (1940); David A. Skeel, Jr., *An Evolutionary Theory of Corporate Law and Corporate Bankruptcy*, 51 *Vand. L. Rev.* 1325 (1998)。加藤哲夫「アメリカにおける鉄道更生—その変遷と一つの帰結—」中村真澄 = 金澤理教授還暦記念論文集(1)『現代起業法の諸相』37頁 (成文堂、1990年) (加藤哲夫『企業倒産処理法制における基本的諸相』3頁 (成文堂、2007年) 所収)、中島弘雅 = 田頭章一『英米倒産法キーワード』70頁 [中島弘雅 = 倉部真由美] (弘文堂、2003年))。

70) Act of March 3, 1933, chap. 204, 47 Stat. 1467 (1933)。

71) 1933年改正に関する文献として、以下を参照。Lloyd K. Garrison, *The New Bankruptcy Amendments: Some Problems of Construction* 8 *Wis. L. Rev.* 289 (1932-33); Lloyd K. Garrison, *The Recent Amendments to the Bankruptcy Act*, 19 *A. B. A. J.* 330 (1933); Jacob I. Weinstein, *Chapter VIII of the Bankruptcy Act*, 38 *Com. L. J.* 171 (1933); Reuben G. Hunt, *An Analysis of the New Amendments to the Federal Bankruptcy Act*, 38 *Com. L. J.* 190 (1933); John Hanna, *Recent Additions to the Bankruptcy Act*, 1 *Geo. Wash L. Rev.* 448 (1933)。

72) Bankruptcy Act of June 7, 1934, 48 Stat. 912 (1934)。

73) 1934年改正で新設された会社再建手続に関する文献として、以下を参照。Weiner: *Corporate Reorganization: Section 77B of the Bankruptcy Act*, 34 *Col. L. R.* 1173 (1934); Henry J. Friendly: *Some Comments on the Corporate Reorganizations Act*, 48 *Harv. L. Rev.* 39 (1934); Jacob J. Kaplan: *Corporate Reorganization Under Section 77B of the Bankruptcy Act*, 33 *Mich. L. R.* 77 (1934); Joseph Heffernan, *Corporate Reorganization under the Bankruptcy Act*, 10 *Ind. L. J.* 386, 387 (1934-35)。

建計画（plan of reorganization）案は債権者集会の決議に付され、法定多数の債権者および株主が受諾した計画案⁷⁴⁾は、裁判所が公正衡平等の要件の充足を認めた場合に確認（confirm）を行い、これによって総債権者に対し効力を有する（同条(e)(f)）。なお、1933年および1934年の改正においては、農業者に特化した債務免除手続や鉄道会社に特化した再建手続も規定されたが、本稿の対象からは除外する。

(3) 1938年改正（チャンドラー法）

1933年および1934年の改正法が施行された後も、従前からの連邦破産法の全面改正に向けた活動は継続され、1938年に改正法⁷⁵⁾が成立した。この改正法は、法案提出者であるチャンドラー下院議員⁷⁶⁾にちなんで、チャンドラー法（Chandler Act）と呼ばれている。チャンドラー法は全14章で構成され、前半の7章は破産手続に関する規定、後半の7章は再建型手続に関する規定である⁷⁷⁾。再建型手続に関する規定のうち、第X章は旧77B条の会社再建手続を発展させ、第XI章の債務整理計画（arrangements）は債務免除に関する旧12条と債務免除及び延期に関する旧74条を統合し発展させた⁷⁸⁾。債務整理計画においても管財機関は設けられていないが、債権者集会は、債務者による任意弁済を管理監督する機関として、レシーバーまたは管財人を選任することができ

74) 再建計画案の作成・提出権者については規定がなく、実際には、保護委員会（protective committee）と称する、再建に協力的な債権者による非公式の委員会が手続外で計画を作成していた。保護委員会は主に投資銀行により組織され、計画の作成以外の場面においても再建手続を主導していたが、非公式の機関ゆえ裁判所の監督が及ばないことが問題視されていた（村田・前掲注5）民商129巻3号75頁注（83）ないし（85）。See, William O. Douglas, Protective Committees in Railroad Reorganizations, 47 Harv. L. Rev. 565 (1934); Securities and Exchange Commission, Report on the Study and Investigation of the Work, Activities, Personnel and Functions of Protective and Reorganization Committees (1937) [available at http://c0403731.cdn.cloudfiles.rackspacecloud.com/collection/papers/1930/1937_0510_SEC_003.pdf]; Skeel, supra note 69, at 1357.

75) Chandler Act of 1938, 52 Stat. 840 (1938).

76) Walter Chandler (1887-1967) は、法案提出時は民主党所属の下院議員（テネシー州選出）であった。

るとされた(同法337条(1))。これら以外にも、チャンドラー法によって、農業者や公企業に特化した債務免除手続や、鉄道会社の再建手続、不動産に関する整理手続や給与所得者の整理手続などが規定されたが、これらは本稿の対象から除外する。

2 管財人の職務・権限

(1) 破産手続における管財人

管財人の選任が基本的に債権者集会の権限とされていること(1898年連邦破産法44条。ただし、裁判所も被選任者の認可や解任の権限を有する(同法2条(17))や、債務者財産に対する権原を取得し(同法70条(a))、財団の管理・換価や配当等の業務を行う(同法47条(a)) ことについては、1867年連邦破産法の譲受管財人と同様である。チャンドラー法による修正や⁷⁹⁾、1973年に連邦最高裁判所が、従前の「破産に関する一般命令」(General Orders and Forms in Bankruptcy)に代え⁸⁰⁾、倒産手続に関する規則(Bankruptcy Rules)(以下「旧倒産規則」という)を制定した⁸¹⁾ ことに伴う修正は、手続の細部に関するものにとどまった⁸²⁾。

77) 会社再建手続および債務整理計画に関する邦語による文献として、三ヶ月章「アメリカにおける会社更生手続の形成」会社更生法研究3頁(有斐閣、1950年)、青山・前掲注5)151頁(1966年)、永沢信義『会社更生法の基礎的研究』156頁(有斐閣、1966年)、高木新二郎「米国倒産法の歴史」NBL283号34頁(1983年)、加藤哲夫「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担：その序説として」早法25巻1頁(1975年)、同「アメリカにおける会社更生手続と債務整理手続の機能分担(続) — ニーズ・テストを中心として」早法26巻315頁(1976年)、同「アメリカの会社更生手続・債務整理手続における担保権実行手続の停止・差止」早法54巻1=2号1頁(1979年)、倉部真由美「アメリカ連邦倒産法における担保権実行の制限—自動的停止を巡る議論の変遷(1)—」民商123巻3号63頁(2000年)、中島=田頭・前掲69)70頁[中島弘雅=倉部真由美]、村田・前掲注5)民商129巻3号66頁、4=5号187頁。

78) 従前の債務免除および延期と認可要件を比べると、公正かつ衡平の要件(1952年改正前の1898年連邦破産法366条(1))が削除された一方で、株主の権利が維持されているという理由のみをもって、債務整理計画の認可を拒絶されることはない旨が加えられた。

79) 債権者集会決議がある場合の管財人の選任主体が債権者であることが、規定の文言上より明確にされた(同法2条(17))。

ただし、管財人自体に対する変更ではないが、チャンドラー法により、債権者は、財団管理に関する管財人への助言や、管財人の職務遂行に関する勧奨を行う機関として、債権者集会の決議により債権者委員会（creditors' committee）を選任することが可能とされた（チャンドラー法による改正後の1898年連邦破産法44b条）。この規定は破産と会社再建のいずれにも適用されるが、債権者による管財業務へのコントロールを強化する方向の改正といえる。

(2) 会社再建手続における管財人

(a) 1934年改正

trustee（管財人）を選任するか否かは裁判官の裁量的判断に委ねられた⁸³⁾。管財人が選任された場合は、債務者財産の管理処分権を有するのは管財人であるが（1934年改正後の1898年連邦破産法77B条(c)(1)）、管財人が選任されない場合には債務者が引き続き財産の管理処分を行う。管財人は裁判官の監督に服し、破産手続の管財人と同様の権限に加え、債務者の事業経営を行う権限を有する（同条(c)(2)）。再建計画の認可が確定した後は、管財人が有していた財産管理処

80) General Orders (and Forms) in Bankruptcy (By order dated November 28, 1898, effective January 2, 1899). 「破産に関する一般命令」は、1898年連邦破産法30条（formerly codified at 11 U.S.C. § 53）に基づき、破産法の実施に必要な規則として制定されていたが、同条は1964年に廃止された（ACT § 30, 11 U.S.C. § 53 repealed. 1964, Public Laws 88-623）。これに代わって同年に制定された合衆国法典28章2075条（28 U.S.C. § 2075（1970））は、連邦最高裁判所が倒産手続に関し、法の具体的条項の実施にとどまらない一般的な規則制定権を有する旨を規定した。

81) Federal Rules of Bankruptcy Procedure (By order dated April 24, 1973, effective October 1, 1973).

82) 管財人が死亡等によって欠けた場合、裁判所は債権者集会を招集せずに直ちに後継の管財人（successor trustee）を選任することが可能とされた（旧倒産規則209条(b)(3)(4)）。

83) 管財人が任意的機関とされたのは、会社の業務運営の継続性と、再建に要する費用の削減を企図しているほか、会社が財政困難に陥ったことについて必ずしも経営者の無能力に帰せられないことや、実状として管財人に適切な人材を得ることが困難であったことが理由とされている。John Gerdes, Section 77B, The Chandler Bill and Other Proposed Revisions, 35 Mich. L. Rev. 361, 363 (1937); E Merrick Dodd, Jr., Reorganization Through Bankruptcy: A Remedy for What? 48 Harv. L. Rev. 1100, 1113-14 (1935); 村田・前掲注5) 民商129巻3号63頁。

分権は、債務者に復する(同条(h))。

(b) チャンドラー法

管財人は、債務者財産の管理処分権(チャンドラー法による改正後の1898年連邦破産法186条、187条)と債務者の事業経営権(同法189条)を有することは従前と同様である。チャンドラー法による主要な変更点として、管財人の選任は、債務者の負債総額が25万ドル以上の場合には必要的となった。管財人が選任された場合には、債務者の事業経営のために、裁判官は債務者会社の取締役や従業員を追加的な管財人に選任することができる(同法156条)。他方、管財人が選任されないDIP型の場合には、裁判所は、再建計画の作成提出など、管財人の業務の一部を行わせるために調査役(examiner)を選任することができる(同法168条)。

管財人は、再建計画の作成提出義務を有するが(同法169条)、再建計画を債権者や株主の同意に諮るに先立ち、公正衡平かつ実行可能な計画であることにつき裁判官の承認を要する(同法174条)。さらに、債務者の負債総額が300万ドルを超える場合には、裁判官の承認に先立ち、連邦政府の独立行政委員会である証券取引委員会(SEC: Securities and Exchange Commission)による計画の審査を経る必要がある(同法172条)⁸⁴⁾。

3 信託と信認関係

(1) 狭義の信託と信託類似の関係

アメリカにおける信託法は州法として発展してきたが、アメリカ法律協会(American Law Institute)によるリステイトメント(Restatement of the Law)事業により、信託法第1次リステイトメント⁸⁵⁾が1935年に、また信託法第2次リステイトメント⁸⁶⁾が1959年に公刊された。リステイトメントは、アメリカ

84) 証券取引委員会は、自ら必要と認める場合に手続に出席し意見陳述する権限を有する(チャンドラー法による改正後の1898年連邦破産法208条)。

85) Restatement of the Law, Trusts (1957). 邦訳および解説として、大阪谷公雄『信託法の研究〔別巻〕米信託法リステイトメント 翻訳・評釈編』(信山社、1991年)。

カ法の主要分野のうち判例を中心に発達した領域について、判例法を条文の形にまとめ、説明と例を付して再記述（restate）したものであり⁸⁷⁾、本来は法源としての拘束力はないが、当事者や裁判所によって引用され、間接的にアメリカ法の統一に一定の役割を果たしている。そのため本稿においても、アメリカにおける狭義の信託については、信託法リステイメントを中心に参照する。

信託法リステイメントは、信託を、「ある財産権につき権原（title）を有する者をして、その財産権を他人の利益のために処理すべき衡平法上の義務に服させる、財産権に関する信認関係（fiduciary relationship）であって、当事者の意思に基づき発生するもの」と定義する（信託法第1次リステイメント2条、信託法第2次リステイメント2条）⁸⁸⁾。そして、このような狭義の信託以外の信認関係は、信託法リステイメントの適用対象ではない旨を明記する（信託法第1次リステイメント5条ないし16条、信託法第2次リステイメント5条ないし16-4条）。殊に、信託法第2次リステイメント16条Bは、「裁判所によって選任されたレシーバーは、trustee（受託者）ではない」と明記し、同条のコメントaも、「倒産手続におけるtrusteeは、信託法リステイメントが規定するルールにおけるtrusteeではない」と述べている。これらの規定は一見すると、信託法と、かつては広義の信託に属するとされた倒産手続における管財人の関係を断絶するように読めるが、前述したとおり、広義の信託や信認関係は、信託との類似性に基づき信託理論の一部が適用される関係であることから⁸⁹⁾、狭義の信託における法理論が、信認関係に対し全く適用の余地がないことを意味するものではない。現に信託法第2次リステイメントも、信託受

86) Restatement of the Law (Second), Trusts (1959)。邦訳として、慶應義塾大学信託法研究会編『米国信託法リステイメント（第2版）』【上・下】（財団法人トラスト60、1996年）。

87) 田中英夫『英米法辞典』727頁（東京大学出版会、1991年）。

88) 信託の基本的構成要素として、設定者（settler）は信託を成立させる者（信託法第1次リステイメント・信託法第2次リステイメント3条(1)）、信託財産（trust property）は信託として保有されている財産（同(2)）、受託者（trustee）は財産権を信託として保有する者をいう（同(3)）。

託者の忠実義務に関する規定は、受託者以外の受託者にも適用されると述べている(信託法第2次リステイトメント170条コメントa)。したがって、広義の信託や信託関係を分析するに際し、狭義の信託における信託理論の内容が、依然として議論の出発点としての意味を有するということができる。

(2) 信託受託者の信認義務

信託法リステイトメントは、trustee(受託者)の注意義務として「受託者が信認事務を処理するに際しては、通常人が自己の財産を取り扱う場合と同様の注意義務を受益者に対して負う。」旨を規定する(信託法第1次リステイトメント174条、信託法第2次リステイトメント174条)。ここでいう「自己の財産を取り扱う場合と同様の注意義務」とは、合理的な通常の注意義務を意味する⁹⁰⁾。また、trustee(受託者)が信託財産によって投資を行う場合について、信託法第2次リステイトメントは、「思慮分別を有する者(prudent man)が自己の財産につき、その保全と、相当の収益を規則的にあげることを考慮して投資する」義務が適用されるところとした(同227条)⁹¹⁾。

また、信託法リステイトメントは、受託者の忠実義務として、受託者は信託事務の処理に当たりもっぱら受益者の利益のためになすべき義務を負う旨を規定する(信託法第1次リステイトメント170条、信託法第2次リステイトメント170条)。受益者は、信託の基本形態である明示信託(express trust)⁹²⁾では、設定

89) 例えば、Phelan v. Middle States Oil Corp., 154 F.2d 978, 991 (2nd Cir. 1946)は、レシーバーは高度の信認義務を課せられるtrusteeであると述べ、忠実義務や公平義務を負うと判示している。

90) 樋口範雄『アメリカ信託法講義ノートⅡ』43頁(弘文堂、2003年)。かつては自己の財産か他人の財産かは異なる基準とする議論もあったが、現在ではそのような区分自体が否定されている。

91) これは、信託の機能が、古典的な不動産移転の手段から、近代においては金融資産の運用手段として変化し、受託者の役割も、信託財産の維持保全から積極的投資へと変化したことに対応する。John H. Langbein, *The Contractarian Basis of the Law of Trusts*, 105 *Yale L. J.* 625, 640-43 (1995); 新堂明子「アメリカ信託法におけるブルーデント・インベスター・ルールについて—受託者が信託財産を投資する際の責任規定—」北法52巻5号422頁(2002年)。

者（委託者）が信託設定時に指定する（信託法第1次リステイトメント3条(4)、17条。信託法第2次リステイトメント3条(4)、17条）。trustee（受託者）は、信託財産の管理の過程において受益者以外の第三者とも関係が生じ得るが、そのような関係については、信託義務ではなく、契約責任や不法行為責任の問題となる。信託法第2次リステイトメントは、第三者がtrustee（受託者）に対し訴訟を提起する場合、契約責任と不法行為責任のいずれについても、原則として相手方は個人としてのtrustee（受託者）と定めていた（同262条、264条）。すなわち、第三者が勝訴した場合、強制執行の対象となるのはtrustee（受託者）個人の財産であり、その支払が信託の適正な執行と認められる限度において、trustee（受託者）から信託財産に対する補償請求権（right of indemnity）が認められる（同261条コメントb）。このルールは、対外的には信託財産の所有者はtrustee（受託者）であることや⁹³⁾、実質的には信託財産を第三者から隔離し受益者の利益を保護する趣旨に基づくとされていたが⁹⁴⁾、後に詳述するとおり、信託法第3次リステイトメントによって変更されている。

4 信託理論と倒産法の関係

(1) 管財人の信託義務

1898年連邦破産法は、47条において「管財人の義務」として、財団財産の回収および換価、会計記録、裁判所への報告等の具体的な職務内容を列挙するが、管財人の職務遂行に関する一般的な指針となる規定を定めておらず、強い挙げれば、財団財産の管理処分につき「利害関係人の最善の利益に適合するように」（同条(2)）との抽象的指標を置くにとどまっていた。しかし、1898年連邦破産法が、管財機関の権限についてほとんど変更がないにもかかわらず、

92) 信託には、明示信託のほか、設定者の推定的意思に基づく復帰信託（resulting trust）や、設定者の意思と無関係に認定される擬制信託（constructive trust）が存在する（Austin W. Scott, et. al., *Scott and Ascher on Trusts*, vol. 1, 33（5th ed., 2007））。

93) Scott, *supra* note 92, at 1870.

94) George Gleason, Bogart et al., *Cases and Text on the Law of Trusts* 444（Foundation Press 7th ed. 2001）；樋口・前掲注90）352頁。

その名称を旧法のassigneeから、信託受託者と同様のtrusteeに変更したことは、管財機関が信託受託者と類似する地位にあり、信託理論が一部適用され得る地位にあることを暗示していたように推測される。

実際に、倒産法を専門とする実務家・研究者のアメリカにおける草分けであるHarold Remingtonが20世紀初めに出版した注釈書⁹⁵⁾、破産手続の管財人は、すべての利害関係人のために財産管理を行う裁判所の成員 (officer of the court) であると同時に⁹⁶⁾、一般債権者の信託に基づいて、債務者の財産につき権原を取得し換価および配当を実施する者である⁹⁷⁾として、信託類似の関係にあると述べていた。その上で、管財人は、信託財産 (trust fund) である債務者財産の管理について、自己がする最良の選択に従うべきであり、倒産手続に関し私的な利害関係を取得することを禁じられると解していた⁹⁸⁾。このように、管財人による債務者財産の管理処分が広義の信託に属するとの理解は、19世紀以来不変であるが、20世紀に入り、管財人が信託の受託者と同様に注意義務 (duty of care) や忠実義務 (duty of loyalty) を負うことが認知されるようになった。

(2) 信託理論の適用場面

20世紀中期になると、判例も、倒産手続の管財機関が信託義務を負う受託者であることを判決理由中で述べるようになった。代表的な判例としては、以下のものがある。

(a) United States ex rel. Willoughby v. Howard事件判決 (連邦最高裁判所、1938年)

【事案】 被告Howardは、複数の破産事件で管財人やレシーバーを務めていたが、同人が財団資産である現金の保管場所としていた銀行が破綻したため、預

95) Harold Remington, A Treatise on the Bankruptcy Law of the United States, § 896, 897 (2^d ed. 1915).

96) McLean v. Mayo, 113 F. 106 (E. D. N. Car. 1901).

97) In re Smith, 121 F. 1014 (S.D.N.Y. 1903).

98) In re Allen B. Wisley Co., 133 F. 388, 390 (7th Cir. 1904).

金額の約1割しか回収できず、被告Howardは管財人やレシーバーをすべて辞任した。破産事件で後任の管財人に就任した原告Willoughbyが、被告Howardらを相手取って損害賠償請求訴訟を提起した。第一審判決は被告Howardに対する損害賠償請求を認容したが、控訴審判決は、被告・控訴人Howardは裁判所が指定した銀行の一つに預金を行っていた以上、管財人としての注意義務を尽くしていたとして、第一審判決を破棄し正式事実審理（トライアル）のやり直しを命じた。原告・被控訴人Willoughbyの裁量上告申立てを受理した連邦最高裁判所は以下のとおり判示して、原判決を破棄し事件を原審に差し戻した。

【判旨】 判旨は、前提事実として、管財人は当該銀行との間で、財団資金の預金と引き換えに同人個人に対する無担保融資を得る約束をしていたことや、預金の時点で、当該銀行が経営難により資産が急速に減少していたことを知っていたことを認定した。その上で、管財人やレシーバーは判例法によって、合意、制定法、裁判所の命令によって免除される場合を除き、信託された財産（fiduciary estate）の保管に合理的注意を払う義務を負っているとした⁹⁹⁾ 上で、本件の被告Howardの責任について以下のとおり述べた¹⁰⁰⁾。

「（財団資金を預金する金融機関を裁判所が指定し（破産法61条）、管財人は当該金融機関に預金する義務を負う（同法47条(3)）こと等を規定する）破産法は、管財人が資金の保管について負う判例法上の義務を免じるものではない。……受認者（fiduciary）の自由が制定法上制限されているとしても、裁量が留保された部分において、注意と思慮（care and prudence）を尽くす義務を免じるものではない。」

「本件において裁判所は、Howardが判例法上負っている、財団資金の保管についての注意義務を免じる命令を何ら発していない。……裁判所が指定した金融機関のうち、どれを選ぶかは自由だったのである。それゆえHowardは、受認者としての役割を果たすに際し注意を払う義務を負っていた。……資金保

99) United States ex rel. Willoughby v. Howard, 302 U.S. 445, 450 (1938).

100) Id. 451-453.

管場所が安全ではないことを示す事実が明らかになった場合に、それを裁判所に注意喚起するのはHowardの義務であった。」

(b) *Mosser v. Darrow* 事件判決 (連邦最高裁判所、1951年)

【事案】 訴外債務者につき、チャンドラー法第X章の会社更生手続の管財人を務めていた被告Darrowは、手続開始後も雇用を継続していた債務者の従業員2名に対し、債務者の子会社が発行した証券を個人的に取引することを許可し、これらの従業員らは購入した証券を短期間に管財人に対し転売することによって利益を得ていた。Darrowは管財人の任務終了に際し会計報告を連邦地方裁判所に提出したが、後任の管財人である原告Mosserらはこれに異議を申し立てた。連邦地方裁判所は被告Darrowに対し、前記従業員らが得た利益相当額を財団に填補 (surcharge) することを命じた。これに対しDarrowが連邦控訴裁判所に不服を申し立て、控訴裁判所は連邦地方裁判所の命令を破棄したため、Mosserが裁量上告を申し立てた。連邦最高裁判所は以下のとおり判示して、原判決を破棄し事件を原審に差し戻した。

【判旨】 判旨は、エクィティは、倒産手続における管財人に対し信託に反する個人的利得を禁じており、管財人は、自身が禁じられる取引については、管財人が雇用した者などに行わせることも禁じられるとした¹⁰¹⁾ 上で、本件の被告Darrowの責任について以下のとおり述べた¹⁰²⁾。

「当裁判所は、管財人が行為の内容を知悉しながら他者に権限を付与した事案において、過失原則が適用される余地を認めない。本件は、管財人が、信頼に値すると信ずる理由があった者によって裏切られた事案ではない。管財人が雇用した従業員は、管財人が同意を与えた行為をしたに過ぎないのである。管財人が、従業員の取引について詳細に照会しなかったことに過失があったか否かは重要ではない。なぜなら、管財人は包括的同意を与えていたからである。本件における責任は、管財人へ填補を命じるのに過失が必要とされ得る事案、すなわち背任行為を覚知できなかったことによるものではない。信託の利益と

101) *Mosser v. Darrow*, 341 U.S. 267, 271 (1951).

102) *Id.* 272-274.

相反する従業員の利益の構築を故意に（willful and deliberate）行った事案なのである。」

さらに判旨は、管財人が個人的責任を免れる方法として、債権者および利害関係人に通知を行い、かつ裁判所の指示を仰ぐ実務が確立しているとしたが、本件の管財人は、従業員の雇用については裁判官と協議していたが、その従業員らに証券の取引を行わせるという重要な事実を開示していなかったことを指摘し、免責を認めなかった。

（c） Sherr v. Winkler事件判決（第10巡回区連邦控訴裁判所、1977年）

【事案】 託外債務者は、石油・ガス資源に関する事業を営む他の会社の持分2分の1を有していたが、その一部を訴外第三者に譲渡した。原告Sherrは、当該第三者から前記持分権への担保権設定、および産出物に関する権利の譲渡を受け、それらの登録を経ていた。その後債務者について、チャンドラー法第X章の会社再建手続が開始され管財人が就任した。しかし、管財人Winklerは登録の調査を怠り、前記の担保権等を認識していなかったため、後に原告が介入するまでの間、石油産出による利益のうち既に原告に譲渡された分も取得していた。原告Sherrは、管財人Winklerが、財団財産に関する登録の確認を怠った過失により、本来原告に帰属すべき利益を不当に得ていたと主張し、管財人としての地位および個人としての地位のWinklerを被告として、不当に得た利益等の賠償を求める訴訟を提起した。第一審判決は、管財人の行為は、顧問弁護士の助言や裁判所の承認を得て過失なく行われたものと認定し、原告の請求を棄却した。これに対し原告Sherrが控訴したが、控訴審判決は以下のとおり判示して控訴を棄却した。

【判旨】 判旨は、会社再建手続の管財人は受認者（fiduciary）であるとし、チャンドラー法第XII章の不動産に関する整理手続の管財人の注意義務に関するIn Re Johnson事件判決（第10巡回区連邦控訴裁判所、1975年）¹⁰³⁾を引用し、管財人の注意義務の基準を、相当の思慮分別を有する者（ordinarily prudent man）

103) In re Johnson, 518 F.2d 246 (10th Cir. 1975), cert. denied, 423 U.S. 893, 96 S. Ct. 191, 46 L.Ed.2d 125 (1975).

が、類似の状況および目的下で自己の事務を行う際の相当の注意、勤勉、能力の行使 (exercise of due care, diligence and skill) とした。その上で、信託法第2次リステイトメント261条および262条は、信託受託者は、自身やその代理人が行った不法行為や契約から生じる義務について、管財人が個人責任を負うべき旨を定めるが、このルールは誠実で誤りや過失のない倒産手続のレシーバーや管財人には適用されてこなかったと述べ、倒産手続の管財人の責任について以下のとおり判示した¹⁰⁴⁾。

「遺言執行者 (executor) や遺産管理人 (administrator) 等の受託者が、正当に雇用した代理人の過失により生じさせた損害に関する個人的責任は、本質的に誠実さ (good faith) と合理的勤勉さ (reasonable diligence) の問題である。誠実さがあれば受託者の行為は寛大に扱われ、判断の結果的な誤りは責任を課すに十分ではない……。Mosser v. Darrow事件判決は、倒産手続のレシーバーや管財人は、(a)裁量が与えられている場合は、判断の誤りについての責任を負わない。(b)個人の地位での責任は、同人の義務に故意に違反したと認定された行為についてのみ負う。(c)職務上の地位での責任は、過失による行為について負う、とのルールを確立した。……したがって、倒産手続の管財人は、信託義務に故意に違反して行為をした場合を除き個人的責任を負わないが、同様の地位にある相当の思慮分別を有する者に要求される程度の注意を怠った場合には、個人的地位において責任を負う。このルールは、管財人の代理人や従業員を選任・監督についても適用がある。」

(3) 信託理論の機能

前記(2)の一連の判例によって、倒産手続における債務者財産の管理処分は、広義の信託ないし信認関係に属するものであり、管財機関は信託受託者と類似する信託義務を負うことが明らかにされた¹⁰⁵⁾。その中でも前記(2)(b)のMosser v. Darrow事件判決は、管財人に対し、同人が債務者の従業員に利益相反取引を許可したことによって財団に生じた損害の填補責任を認めたものであり、管

104) Sherr v. Winkler, 552 F.2d 1367, 1374-76 (10th Cir. 1977).

財人の注意義務および損害賠償責任に関する議論の出発点として、現行法でも多く判例が引用する。ただし、同判決の事案は、管財人が内部者の利益相反取引に加担した忠実義務違反の事案と見ることも可能である¹⁰⁶⁾。また、前記(2)(c)のSherr v. Winkler事件判決は、管財人が負う注意義務は、信託受託者とほぼ同様に相当の思慮分別を有する者（ordinary prudent man）の基準によるとした上で、管財人は故意による信認義務違反について個人的責任を、過失による違反について財団代表者の地位で責任を負うと判示している。ただし、同判決については、本来は信認義務違反の事案ではなく、受益者以外の第三者に対する不法行為や契約責任の事案として論じるべきであったとの指摘がされている¹⁰⁷⁾。

このように、1898年連邦破産法制定後は、信託理論は、管財機関の不当な職務遂行により損害を受けた利害関係者の救済を図る根拠として、ないしはそのような救済を通じ管財機関の行為規範としての機能を果たすようになった。すなわち、1898年連邦破産法は、管財人の具体的な職務上の義務を列挙するが、個別事案において債務者を取り巻く財産的法律関係や、財団財産の種類や性質が多様であるため、財産管理処分の方法について、実際には管財人に広範な裁量を認めざるを得ない。管財人による裁量の逸脱濫用を防止する方法として、イギリス1883年破産法（Bankruptcy Act of 1883, 46 & 47 Vict c 52）

105) 後の判例も、広義の信認関係の受託者（例えば、遺言執行者や公益法人の理事）が負う信認義務は、信託受託者とは異なる基準ないし内容を有するとしているが（Estate of Beach, 542 P.2d 994 (Cal. 1975); Johnson v. Johnson, 515 A.2d 255 (N.J. 1986)）、その違いとは、信託受託者は信認関係の中でも最も厳格で高度な義務を負担するというものであって、質的な違いではなく程度の差と見ることも可能である（Ralph Abraham Newman, Trusts, 397 (2^d ed., 1955). 海原文雄『英米信託法概論』137頁（有新堂高文社、1998年））。

106) Daniel B. Bogart, Finding the Still Small Voice: The Liability of Bankruptcy Trustees and the Work of the National Bankruptcy Review Commission, 102 Dick. L. Rev. 703, 712 (1998).

107) LeBlanc v. Salem (In re Mailman Steam Carpet Cleaning Corp.), 196 F.3d 1 (1st Cir. 1999); E. Allan Tiller, Personal Liability of Trustees and Receivers in Bankruptcy, 53 Am. Bankr. L. J. 75, 99 (1979).

は、行政庁である商務省が選任する管財官 (official receiver) による監督を行っていた (同法68条、89条(4)、1890年会社清算法4条(1)(5)、1929年会社法185条(1)、1948年会社法239条(a))。これに対し、ほぼ同時期に制定された1898年連邦破産法は、管財業務を監督する公的機関を裁判所以外に設けなかった。この背景には、旧法下では手続費用の過大な支出に対する批判が根強かったため、1898年連邦破産法やチャンドラー法の立法過程では、管財機関やその監督機関の重層化・複雑化を避ける制度設計がされたという経緯がある¹⁰⁸⁾。そのような機関構造を採るアメリカ法においては、管財人の違法・不当な職務遂行への是正手段として、利害関係人による管財人に対する責任追及が重要な役割を担うことになり、裁判所がそのような事件を処理する際の指針として、信託受託者の信託義務を援用したものと考えられる。

以上のとおり、アメリカ倒産法において、管財機関の職務遂行規範としての信託義務に関する議論は、20世紀に入るとイギリス法以上に活況を呈するようになった。その背景には、1920年代の大恐慌期における倒産事件数の急激な増加¹⁰⁹⁾、特に、イギリスよりも早い時期から、会社を対象とする制定法上の再建手続が活発に利用されたこと¹¹⁰⁾ を挙げることができる¹¹¹⁾。

108) David A. Skeel, Jr., *Bankruptcy Lawyers and the Shape of American Bankruptcy Law*, 67 *Fordham L. Rev.* 497, 504, 513 (1998). 同稿は、1930年代の破産法改正の際には、イギリスと同様に公的機関による監督を創設すべきとの提案もあったが、当時は既に一大勢力となっていた倒産を専門とする弁護士達が強固な反対意見を述べたことを指摘している。

109) 1867年連邦破産法下での破産申立件数は、1868年が3万件弱であった以外は、年間4000から7000件代で推移していた。1898年連邦破産法下では、1920年以前は1万件から2万件台で推移した後漸増し、1932年には7万件を超えた。その後は減少傾向を示し、1946年が約8500件で底を打った後はふたたび増加傾向となり、1961年には10万件を超え、1975年には20万件を超えた。See *Economic History Service, Bankruptcy Law in the United States*, Table 2 and 4 (2010) [available at <http://eh.net/encyclopedia/article/hansen.bankruptcy.law.us>] (last visited Dec. 23, 2013).

-
- 110) 1970年までのチャンドラー法第X章の会社再建手続の申立件数は、1939年には577件、1940年および1941年が291件であったほかは、年間60件から165件の間で推移している。負債総額は、最多の年は1940年の8億6000万ドル、最少の年は1951年の300万ドルとなっている。See, Skeel, *supra* note 3, at 126, Table 4.l.
- 111) イギリスにおいて、会社を対象とした制定法上の再建手続として1870年会社整理法が存在したものの、実際には倒産企業の再建に用いられる例は少なく、企業を対象とする本格的な再建型手続は、1986年倒産法（Insolvency Act, c.45）の会社管理（administration）の新設を待たなければならなかった（拙稿・前掲注4）524頁）。